

名古屋大学研究不正防止策

令和4年9月6日教育研究評議会決定

【不正行為の再発防止対応策】

本学の「名古屋大学における研究上の不正行為に関する取扱規程」¹は、平成20年に定められ、これまで文部科学省のガイドラインに沿う形で改正を繰り返してきた。規程自身は必要十分なものであると考えられるが、その実効性に問題があったため、研究不正の問題を根絶することができていない。特に国内外の多くの研究不正事例で浮かび上がる課題は根拠データの保存である。以下では、研究者ならびに学生を不正から守るために、研究不正防止策を定める。

1. 大学の構成員に対し研究倫理教育を徹底

- 部局に置かれている研究倫理教育責任者（部局長）は、年度の初めに本学の研究倫理推進総括責任者（副総長）からのFDを受講する。
- e-learningによって研究倫理教育を毎年実施し、受講しないものについては、当該年度の競争的経費への応募を停止する。学部学生（部局において対象学年を定める）および大学院学生についても、e-learning、または講義形式の研究倫理教育を受講することを部局ごとに定め、必修扱いとして履修の要件とする。
- さらに、研究倫理教育責任者は教員に対する研究倫理教育を教授会などの場を利用して行う。その際に、専攻ごとの特殊性も加味した具体的な事例を取り上げる。
- 学内の研究所などの施設において、研究科から預かった学生の研究については、当該施設の長が研究倫理教育責任者の任を負う。

2. 投稿論文の責任著者とその責務

- 名古屋大学がクレジットされている査読付き投稿論文において、必ず投稿時まで責任著者を定める。責任著者は筆頭著者や発表論文の研究グループのリーダー（PI）などが想定される。なお、分野ごとの特性によって責任著者を論文に明記しないこともあり得る。その場合であっても、必ず責任著者を一人以上定めておく。下記、3. および4. において、名古屋大学構成員が責任著者となる場合の取り扱いを記す。
- 責任著者は研究資料等を適切に保存・保管する責務を負う。具体的な方法は3.を参照。ただし、共同研究などにおいて、研究資料等を他機関（大学及び企業など）側が持つ場合については、適切に保存されていることの確認義務を負う。

¹ 名古屋大学における研究上の不正行為に関する取扱規程は、東海国立大学機構本部及び機構教育研究推進等組織、岐阜大学の各機関においてそれぞれ定められていた研究上の不正行為に関する取扱規程と合わせ、「東海国立大学機構における研究上の不正行為に関する取扱規程」を令和5年4月5日に制定し、機構として統一した。

- 責任著者は、査読付き投稿論文の正当性に対する責務を負う。具体的な方法は 4.を参照。
 - 学生が責任著者の場合については、責任著者の責任を果たすことを指導教員が監督する。
3. 「名古屋大学における研究上の不正行為に関する取扱規程」で求められている研究資料等の適切な保存・管理の実質化
- 研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料（以下「研究資料等」という。）を適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならないことが求められている。このことに実効性を持たせるために
 - ① 責任著者は、論文がアクセプトされた後、速やかに研究資料等を大学が提供するサーバーに保管しなければならない。
 - ② 保管すべき資料等は、論文に使用した部分の実験ノート、実験データ、数値解析に関するデータ等が相当する。なお、生の実験データが膨大な場合には、論文に使用した加工済みのデータで代えることができるが、その場合には、生データを別途保管しておくこと、また、データを加工した手順（自作ソフトなど）については他の研究資料等と一緒にサーバーに保管しておくこと。なお、ここでいう生データとは、再現性を確認するに足る元データを指す。図書や公開資料などは含まない。
 - ③ 保管すべき研究資料等は必ずしも一律に決められるものではなく、分野によって異なるため、責任著者が判断する。論文の正当性を十分に証明することができる資料等を保管する。なお、個人情報を含む臨床データの保存については別途、国の定めに従う。また、学術分野によって、大規模な共同研究、大規模なデータを扱う数値シミュレーション等、国際的に定めたデータベースへのデータ保管が義務付けられている等、本ルールに依らないデータ保存が適切と認められる場合は、研究倫理教育責任者との協議によって別の保管方法も認める。
 - ④ 他機関の分担研究者の研究資料等については、原則として当該機関が保管することを責任著者から分担研究者に要請する。また、他機関に所属する著者が責任著者を務める論文については、本学の分担研究者が、分担研究分の研究資料等を責任著者と同様に大学が提供するサーバーに保管しなければならない。
 - ⑤ 研究倫理教育責任者は、責任著者が保管義務を遵守していることの誓約を論文ごとに求め、年度ごとに一年分の論文ディレクトリーのファイルのリストを取りまとめた上で、研究倫理推進総括責任者に対して報告する義務を負う。当該サーバー上では、研究倫理教育責任者は、部局構成員の保管データへのアクセス権限を持つ。

- ⑥ これら発表論文に関わる研究資料等については、著者である構成員が修了あるいは退職などによって構成員でなくなったとしても、当該サーバーに10年間保存する。
- ⑦ 直接論文に使用しなかった研究資料等は、研究代表者 (PI) の責任において10年間保存をする。退職などによって構成員でなくなる際は研究倫理教育責任者と協議し適切に保管する。論文に関連した試料及び標本については原則5年間の保存となる。
- ⑧ 大学として、電子実験ノート (実用性の高いものができて、使用が現実的になった場合) や論文に投稿する際に不正を確認するソフト群 (盗用をチェックする iThenticate など) を提供する。責任著者は、それらソフトを用いて不正がないことを確認するまでは論文の投稿はできない。具体的には不正判定ソフトを走らせた判定結果についても、サーバー上に保存する。

4. 論文の結果の再現性の担保について

- 論文の著者のうち特定の個人が得た結果は、必ず責任著者の責任において結果の正当性を論文投稿前に確認をする。特に、チェックのための再実験を行なった場合には、当該再実験に関する実験ノート、実験データその他の研究資料等についても、論文に使用した研究資料等と一緒にサーバーに保管する。一方、論文発表後に、その結果が再現できなければ、研究不正の疑いが否定できないものとみなし、直ちに研究倫理教育責任者及び研究倫理推進総括責任者に報告するとともに責任著者の責任において論文の取り下げ等必要な措置をとる。

補足

• 倫理教育について

倫理教育のため、本学の研究倫理教育責任者 (部局長) は、具体的な不正の事案を取り上げ、データや図・グラフの取扱などで、どこからが不正になるのか、不正を行うことがどれだけのデメリットを生むのかを示す教材を作成し、部局での研究倫理教育に役立てる。また、部局の研究倫理教育責任者は、その責任において、各部局の固有の問題を加えた上で上記教材を用いて、学生教育、新任教員教育を実施する。その際、できる限り学生らの興味を惹きつけるよう、オンライン教材などの活用が勧められる。

- 研究不正が疑われた場合には、隠蔽することなく、できる限り速やかに研究倫理推進総括責任者に連絡をすること。

【学生への注意喚起】

誓約書：学位審査に際して現在剽窃については誓約書を求めているが、「データ捏造・改ざん・盗用がない」ことについても誓約書を求める。

学位授与の取り消し：不正の方法により学位を授与された場合、原則として学位授与を取り消す。

研究力向上に向けて

開かれた研究室・研究グループの環境へと変革し、研究力向上に向けた施策として、部局の実情に合わせて以下に取り組む。

- ・ 研究室派遣カウンセリング
 - これまでも学生支援本部学生相談センターが実施してきたが、研究室単位でカウンセラーが訪問し、学生や研究員の聞き取り調査、必要なカウンセリングを実施する。
- ・ ダブルメンター制
 - 形式上の副指導教員ではなく、同一研究室以外の教員を指定して、研究の進捗状況や当面の悩み相談などを聞く面談を定期的に行う。
- ・ 目安箱の設置
 - 各部局単位で、研究科長が直接目を通す目安箱をオンライン上に設置する。匿名での投稿も可能とする。
- ・ 研究室ローテーション制度
 - 部局・専攻において、学部生あるいは修士課程入学後の当初数ヶ月の間、いくつかの研究室（研究者単独の研究が主で研究室・研究グループでの研究を行わない部局においては、複数の研究者の研究に触れる機会）を体験できる仕組みを構築する。研究室を決める前に行うことが望ましいが、すでに修士課程において所属する研究室が決まっているとしても、他の研究室に一時的に所属することは、学生、受け入れ研究室ともに刺激となることが期待される。
- ・ 学生・若手海外派遣制度
 - 大学は博士課程後期学生を支援し、海外の研究室に一時的に所属し、研究活動をする機会を与えることで、研究文化の多様性を体験し、帰国後は、グッドプラクティスを共有する。